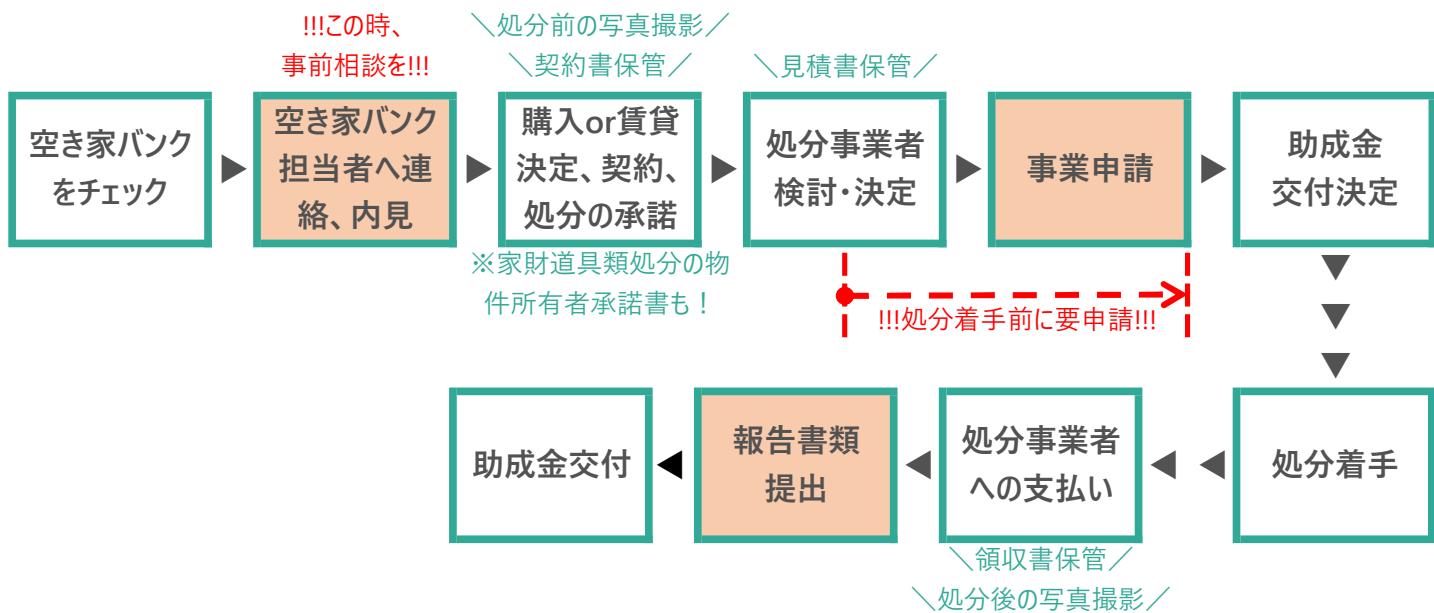


移住定住支援事業

POWERED BY FUJISATO TOWN



家財道具等処分支援事業



支援内容	<ul style="list-style-type: none">「藤里町空き家バンク」登録物件内に残る家財道具等の処分・運搬費用の1/2まで補助上限：10万円☆ 1物件につき1回まで
対象者	<ul style="list-style-type: none">「藤里町空き家バンク」登録物件の所有者または借受者借受者の場合は、対象物件に3年を超えて住む意思のある方
条件	<ul style="list-style-type: none">「藤里町空き家バンク」登録物件であること売買契約または賃貸契約が成立していること
申請時期	<ul style="list-style-type: none">処分の方向性が決まり、事業申請の可能性が出来た時点で<u>お早めにご相談ください。</u>申請書類提出期限：家財道具を処分する日以前の日 <p>※ 交付決定を受けてから処分に着手してください。<u>着手後の申請は受理できません。</u></p>

申請時 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 補助金交付申請書、誓約書（所定のフォーマットあり） ■ 移住対象者全員の住民票 ■ 売買契約書/賃貸借契約書の写し ■ 見積書の写し ■ 対象物件の位置図（インターネット等の地図の写しでOK） ■ 対象物件内の現状写真 ■ 物件所有者の承諾書 ■ 他の補助金を利用する場合は、その補助額が分かるもの
報告時 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 領収書の写し ■ 処分後の状況写真 ■ 他の補助金を利用した場合は、その補助額（確定額）が分かるもの
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各年度の予算の範囲内での交付となります。 ■ 補助金を受けた日から3年以内に町外に転出した場合は、補助金を返還頂きます。 ■ 他の類似補助金等を利用する場合は、他の補助金を優先していただき、他の補助金等の額を差し引いた額を本事業に申請してください。 ■ その他、詳細は「藤里町移住定住支援事業補助金交付要綱（平成29年3月31日訓令第15号）」に従います。
よくある質問	<ul style="list-style-type: none"> ■ Q. 申請前に処分に着手してよいですか？ A. 原則として交付決定を受けてから着手してください。着手後の申請は受理しません。申請後、交付決定前に処分着手した場合でも、審査内容や予算の状況などにより、交付対象とならない場合がありますので、ご注意ください。 ■ Q. 二拠点居住の場合、対象になりますか？ A. 転入手続きをし、住民票を藤里町に置いた場合、基本的には対象となります。ただし、居住の実態がない場合は対象となりません。 ■ Q. 居住が3年未満の場合、どうなりますか？ A. 世帯員全員が転出する場合、居住年数に応じた金額を返還していただきます。 ■ Q. 3年以上の在住が見込まれる場合は転勤が理由でも申請可能ですか？ A. 可能ですが、3年未満で町外へ転居する場合は補助金を返還していただきます。 ■ Q. 親戚間の売買・賃貸契約でも、対象になりますか？ A. 条件を満たしていれば対象になります。ただし、居住の実態がない場合は対象となりません。 ※「住宅新築・空き家改修事業」は3親等以内の場合、対象外となります。事業により扱いが異なるのでご注意ください。
お問い合わせ先	藤里町 総務課 企画財政係（企画） 電話：0185-79-2111 FAX：0185-79-2293